

県民の声を受けて  
(Web公開)

- ・令和3年7月1日、7月16日、8月2日、8月16日及び9月1日に県Web「県民の声」コーナーで公表したもの（49件）
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県Webには非掲載
- ・複数の所属が対応したものは、整理番号欄に他所属の整理番号を（ ）書きで記載
- ・整理番号欄に、Aを記したものは、職員に関するもの（4件）

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
1	2021/5/19	電話	提案意見	消防学校での研修について	消防学校で6月に50名が参加して119番の電話対応研修があると聞いています。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組んでいるこの時期にどうしてもやらなくてはならないのでしょうか。延期を検討していただきたいです。	防災対策部	消防・保安課	このたびは、貴重なご意見をありがとうございます。県におきましては、全国的に新型コロナウイルス感染症が発生している中で、研修会等の開催にあたっては、県民の皆様の“命と健康”を最優先に、開催時期や実施方法を十分検討したうえで実施しているところです。ご意見をいただいた研修は、県、医療機関、消防機関等で構成する三重県救急搬送・医療連携協議会が実施する「通信指令員救急教育研修」と推察いたします。当該研修は県内の消防職員を対象に、119番通報受信時に傷病者の緊急度の評価や、傷病者の状態に適した指導等を行い、救急隊及び医療機関が必要な事前情報を聴取する技術の向上を目的に、毎年、三重県消防学校での集合研修で実施しています。新たに通信指令業務に従事することとなった職員の早期の育成のため、例年、年度の早い時期に実施しており、今年度も、6月14日、15日および21日、22日の日程で例年どおり三重県消防学校で開催を予定していましたが、現在、県内に「まん延防止等重点措置」が発出されている状況をふまえ、今年度は消防学校での集合研修ではなく、オンラインを活用して各消防本部に分散して参加いただき実施することとしました。今後も、研修の実施につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえ適切に判断するとともに、実施にあたっては感染防止対策を徹底してまいりますのでご理解のほどよろしくお願いたします。	すでに実施している
2	2021/6/1	電子メール	提案意見	県出身大学生のための学生会館について	三重県出身の方が県外の大学、特に東京などに進学する場合にネックとなるのは家賃の高さだと思えます。他県には東京学生会館・学生寮などがあるようです。三重県でも県出身者の進学・活躍を後押しする観点から、東京学生寮・会館の設置を検討してはいかがでしょうか。県出身者が活躍することで当県にも後々起業後の工場、開発拠点の三重県設置などのフィードバックがあるかもしれません。	戦略企画部	戦略企画総務課	このたびは、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。本県では、令和2年度に県内高等学校を卒業した大学進学者7,985人のうち、約2割が県内大学に、約4割が愛知県に、約2割が関西圏に入学しており、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）への進学者は9.0%の723人となっています。このような中、国では、昨年度策定した「経済財政運営と改革の基本方針2020」で、新型コロナウイルス感染症によって東京一極集中のリスクが認識され、首都圏において地方移住への関心が高まっているこの機を捉え、地方への新たな人の流れの創出により、多核連携型の国づくりを行うこととしています。また、民間企業が実施した「新型コロナウイルス感染症による高校生・大学生の人口移動への影響に関する調査」結果（令和2年11月公表）によると、「東京圏への進学・就職を検討していたが、地方圏への進学・就職に変更する」と回答した学生は21.3%となっており、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、高校生等の若者の進学意識が変化していることが見受けられます。さらに、就学意欲や能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学が困難な方に向けた各種支援制度についても、整備・拡充が進んでおり、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金について対象者が拡大されたほか、令和2年度からは、支援が必要な低所得者世帯の学生を対象とした高等教育無償化制度が導入されています。加えて、本県においても、昭和27年に、東京都及びその周辺に所在する大学に就学する学生に宿舎を提供するため、東京都武蔵野市に「三重県昭和学生寮」を設置、運営していましたが、東京圏への進学者数や低所得家庭の入寮者の減少等に伴い平成12年度に廃止したという経緯があります。こうしたことから、ご提案いただいた「東京における学生寮の設置」については、難しいものと考えています。もとより、家庭事情や経済的理由により、進学や就職に支障をきたすことなく、自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択できるよう支援していくことは重要であり、今後も引き続き、本県の高等教育振興施策について取組を進めてまいりますので、ご理解ご協力をいただきますよう、お願いいたします。	反映は困難である
3	2021/6/18	電子メール	提案意見	学生への支援について	昨年、コロナ禍で生活に苦しむ大学生のために県内に住む大学生への食糧支援をされたことは素晴らしいと思います。こういった支援が全国すべての都道府県で行われていれば、すべての学生が支援を受けられて助かると思いますが、残念ながら現状は一部で行われているのみです。伊勢市のように自治体単位で保護者が伊勢市内在住で県外に住む学生への食糧支援をされているところもありますが、これもほんの一部です。県外でひとりで頑張っている学生に三重の特産品を贈るなどの支援をご検討いただけると嬉しいです。県外の大学を学びの場に選択した学生にとって、三重の特産品を改めて知るきっかけにもなり、将来三重県へのUターン就職を考えるきっかけにもなるのではないのでしょうか。	戦略企画部	戦略企画総務課	このたびは、ご意見をいただき、ありがとうございます。本県では、「みえ県民力ビジョン」において、「地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実」を施策として掲げ、県内の高等教育機関における教育・研究等の充実や、同機関と地域との連携強化等に向けた各種取組を進めています。このような中、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をふまえ、県内高等教育機関に在学する学生のうち、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金受給者等を対象に、県内の飲食店で利用できる食事券を配布する独自の事業を実施して、これらの方々を支援いたしました。また、今年度は、県内高等教育機関を通じて、在籍する学生に対してアンケート調査を行い、新型コロナウイルス感染症の影響により、学生が感じている学びや生活の不安等の把握に努め、施策の検討の参考としているところです。県外の高等教育機関に在籍する県内出身の学生は人数やニーズの把握が難しいこと、また、限られた財源の中で、国等との役割分担や「みえ県民力ビジョン」に掲げた施策を実現していくうえでの効果等を勘案して事業を構築・実施していかなければならないこと等から、支援の対象者を限定しています。本県としましては、全ての学生の皆さんが充実した学生生活を送り、夢を実現できるよう応援しており、今後も新型コロナウイルス感染症の感染状況や国の支援策等の動向を注視するとともに、必要に応じ、県外の高等教育機関に在籍する学生の支援についても検討を行ってまいります。	施策の参考とする
4	2021/5/24	電子メール	照会	三重県の地方区分について	三重県は近畿地方なのに、近畿2府4県に入っていないなかったり、中部地方の3区分の東海地方に入っていたりするのなぜでしょうか。	戦略企画部	政策提言・広域連携課	地方の区分については、法律などに基づいて一律に定められておらず、近畿圏整備法（昭和38年）における「近畿圏」、中部圏開発整備法（昭和41年）における「中部圏」のいずれにも三重県は指定されています。国の省庁の所管区分でも、三重県は中部・東海に含まれることが多くなっていますが、国の地方機関の管轄区域は各々異なっており、その取り扱いは一律ではありません。本県は、中部と近畿の結節点に位置し、それぞれの中心都市である名古屋と大阪に近接していることもあり、生活や文化、経済など様々な面で双方との関わりを持っていることから、中部圏知事会にも近畿ブロック知事会にも参画し、三重県が、中部、近畿の両圏域に属しているとの認識に立った、双方の視点からの県行政を進めているところです。上記の内容については、三重県公式サイト「三重県は中部地方？近畿地方？」のページに記載しているところですので、ご理解賜りますようお願いいたします。	施策の参考とする

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
5	2021/7/21	電子メール	提案意見	3県知事共同メッセージについて	愛知・岐阜・三重の3県知事共同メッセージで東京2020オリンピック・パラリンピックを家で見ましようと言っていますが、今の時期はオリンピックはやるべきではなく、今からでも中止すべきだと思っています。オリンピックの中止をのぞむ人の考えとしては、オリンピックを特別扱いすることが許せないです。今回の3県知事共同メッセージは、オリンピックの開催をのぞむ人への呼びかけであり、オリンピックを中止すべきと考える人の心には全く響きません。オリンピックを中止するから国民は行動を自粛するというくらいの覚悟を見せない限り、自粛することはないです。	戦略企画部	政策提言・広域連携課	愛知、岐阜、三重の東海3県は生活圏、経済圏を一にし、人、モノの往来が盛んであることから、感染状況や対策の共有を図り、3県が一体となって、時宜に合った取組を進めることが、感染拡大の防止に効果的であると考え、東海3県知事会議を開催することとし、令和2年4月から13回会議を開催するとともに、共同メッセージを発信してきました。今回ご意見をいただきましたメッセージについては、夏休みやお盆に向けて、人流の増加が見込まれることから、引き続き、感染防止対策を呼びかける内容となっています。そのような中で、東京オリンピック・パラリンピックについては、本県は開催を判断する立場にないものの、東京都や国際オリンピック委員会（I O C）等が開催都市契約に基づき、開催を判断された以上、県民の皆様にご注意喚起を呼びかけ、感染拡大の防止に努めることが、県の責務であると考えます。今回いただきましたご意見にも留意しつつ、引き続き、愛知・岐阜・三重の東海3県等で感染状況や対策の共有を図り、感染拡大防止の取組を進めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	施策の参考とする
6(A)	2021/5/25	電話	苦情	県民からの意見の共有について	県民の声相談室では県民からの意見を室内で情報共有していると聞きました。ところが先日相談した内容が別の職員に伝わっておらず、その職員が室内の者に聞いてもすぐにはわかりませんでした。どうなっているのですか。しっかりと情報共有してください。	戦略企画部	広聴広報課	このたびはご意見をいただきありがとうございます。以前に相談していただいた内容は室内で情報共有していますが、すぐにその内容を手元に出すことができずご迷惑をおかけしました。室内の複数の職員が別の電話対応をしていたため対応が遅れたこととお詫び申し上げます。今後とも適切な対応に努めてまいります。	すでに実施している
7	2021/5/19	電子メール	提案意見	道路パトロールについて	道路パトロールを仕事としている現業職員に出張手当がつくのは変ではありませんか。	総務部	人事課	ご意見ありがとうございます。道路パトロールの業務に従事した職員に対し、出張のみを理由として手当を支給することはありません。なお、職員の特殊勤務手当に関する条例に基づき、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業等に従事した場合、危険作業手当を支給することがあります。何とぞご理解のほど、よろしくお願いいたします。	すでに実施している
8	2021/6/4	電子メール	提案意見	県職員の給与について	三重県は47都道府県中22、23位程度の順位であることが多いですが、令和2年度のラスパイル指数（国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準をあらわす指数）は全国第4位です。税収が厳しい中、県職員の給与も22、23位程度に下げべきだと思います。	総務部	人事課	ご意見ありがとうございます。地方公務員の給与は、民間、国家公務員や他の地方公務員の給与との均衡などを考慮して決めることとなっています。具体的には、毎年、人事委員会が実施する民間給与の調査の結果等に基づいた勧告をふまえ、社会経済情勢に適應するよう見直しを行っているところです。今後も適正な給与制度の運用に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	反映は困難である
9(12)	2021/7/20	電子メール	提案意見	県庁の冷房について	県庁では、エアコンは8時30分から17時15分の間しか稼働していませんが、猛暑日における勤務環境としてはどうなのでしょう。働き方改革も進み、職員の皆さんが定時に退庁しているのであれば良いのですが、現実はそのようには思いませんし、残業されている方が多いのが実態ではないのでしょうか。現在は、地球温暖化の影響から室内でも熱中症になる可能性があり、コロナ禍のため職員の皆さんはマスクをして仕事に従事し、その危険性はより一層高まっています。このような状況下で、なんの検証もせずにこれまで通りの対応をしても良いのでしょうか。職員の方が熱中症で倒れる前にエアコンの時間延長を強く求めます。エアコンの停止後にWBGT（暑さ指数）の測定を行い、危険な値を示す場合は、スピーディーな対応を求めます。	総務部	福利厚生課	ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、労働安全衛生法等に定める基準に基づき、夏季における勤務時間内の冷房運転等を実施しています。また、今年度からは、職員の健康管理やメリハリのある働き方に向けた職場環境整備を目的として、7月下旬から8月末までの毎週火曜日の勤務時間外において、冷房の試行運転を行っているところです。試行運転終了後は、今後の運用について検討を行い、引き続き安全な労働環境となるよう、必要な対応を行っていきたく考えています。（管財課、福利厚生課で同じ回答になります）	施策の参考とする
10	2021/5/24	電子メール	提案意見	紙のリサイクルについて	ペーパーレス化が進んでいると思われませんが、まだ紙ベースで様々な作業が行われていると思います。そこで、行政機関等で排出される機密文書や破れた紙などをオフィスでシュレッダーし、トイレットペーパーにリサイクルできる機械を導入しエコに取り組んでください。	総務部	管財課	ご意見ありがとうございます。三重県では環境保全への取組の一環として、平成11年から「県庁舎ペーパーリサイクル促進事業」を行っています。「県庁舎ペーパーリサイクル促進事業」では、各所属から排出された機密文書等を大型シュレッダーで裁断後、製紙会社へ搬送しコピー用紙やトイレットペーパーなどの商品として再生化を図るシステムを構築することで紙のリサイクルに取り組んでおります。引き続きペーパーリサイクルの促進に努めてまいります。	すでに実施している
11	2021/7/13	提案箱	提案意見	県庁屋上階（R階）のトイレについて	県庁屋上階（R階）のトイレが男女共用で驚きました。私は女性ですが、個室を出て、もし男性が使用中だったらもっと驚くところでした。男女別にしていただきたいです。	総務部	管財課	貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。現在、本庁舎行政棟のトイレを全面的に改修する工事を行っており、令和4年3月末の完成予定となっています。R階のトイレにつきましても、バリアフリーを意識した設計で、どなたでも個室で利用いただけるトイレに改修する予定です。引き続き、来庁者の皆様にご満足いただけるよう、庁舎管理・維持に努めてまいります。	すでに実施している
12(9)	2021/7/20	電子メール	提案意見	県庁の冷房について	県庁では、エアコンは8時30分から17時15分の間しか稼働していませんが、猛暑日における勤務環境としてはどうなのでしょう。働き方改革も進み、職員の皆さんが定時に退庁しているのであれば良いのですが、現実はそのようには思いませんし、残業されている方が多いのが実態ではないのでしょうか。現在は、地球温暖化の影響から室内でも熱中症になる可能性があり、コロナ禍のため職員の皆さんはマスクをして仕事に従事し、その危険性はより一層高まっています。このような状況下で、なんの検証もせずにこれまで通りの対応をしても良いのでしょうか。職員の方が熱中症で倒れる前にエアコンの時間延長を強く求めます。エアコンの停止後にWBGT（暑さ指数）の測定を行い、危険な値を示す場合は、スピーディーな対応を求めます。	総務部	管財課	ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、労働安全衛生法等に定める基準に基づき、夏季における勤務時間内の冷房運転等を実施しています。また、今年度からは、職員の健康管理やメリハリのある働き方に向けた職場環境整備を目的として、7月下旬から8月末までの毎週火曜日の勤務時間外において、冷房の試行運転を行っているところです。試行運転終了後は、今後の運用について検討を行い、引き続き安全な労働環境となるよう、必要な対応を行っていきたく考えています。（管財課、福利厚生課で同じ回答になります）	施策の参考とする
13	2021/6/11	電子メール	提案意見	高齢者福祉について	他県では介護施設での利用者からのハラスメント対策事業をしていて、事業者がハラスメントとみなした時はその利用者の利用を解除できる規約を作成しているところもあるようです。認知症の方や発達障害がある方の症状を無視して、事業者任せとしているのは県として不適切です。高齢者が安心して介護してもらえる環境でないと困ります。三重県は高齢者に優しい県であってほしいと思います。	医療保健部	長寿介護課	このたびは、ご意見をいただきありがとうございます。頂戴しましたご意見の中にありました他県が作成しているとされる規約について、本県では、これに類似する規約は作成しておりません。また、今後作成する予定もありません。今後とも、本県の介護保険行政にご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。	施策の参考とする

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
14	2021/7/2	面談・来訪	提案意見	福祉施設の登録について	訪問看護施設の代表者の苗字が変わっているにもかかわらず、代表者の登録が変わっていません。長寿介護課担当者へその旨連絡しましたが、電話で本人かどうか確認したとの回答を受けました。電話だけで確認を済ませるのはいかがでしょうか。現地へ赴いて確認もせずに、電話で確認してそれを信用していいのでしょうか。県が許可を出していると思いますが、介護保険料を使って事業をしているのに、許可を出した後はそのまま良いのでしょうか。	医療保健部	長寿介護課	このたびは、ご意見をいただきありがとうございます。介護サービス事業者は、事業所の名称、所在地等の指定に関する事項に変更があった場合、10日以内に変更届を指定権者に届ける義務があり、このことは、介護保険法第75条第1項（居宅サービスの場合）等に規定されています。また、指定権者は、提出された変更届の内容を確認し、事業者情報を更新します。ご意見をいただいたことについては、当該事業所からの変更届を受け付けていなかったため、電話にて事業所に情報提供があったことを伝え、変更事項がある場合は10日以内に提出するよう改めて指導しました。県では、上記のとおり介護保険法に基づく指定に関する事務を実施しておりますので、ご理解いただきますよう、よろしく申し上げます。今後とも、本県の介護保険行政にご理解とご協力のほど、よろしく申し上げます。	すでに実施している
15	2021/7/1	電子メール	要望	難病支援対策について	三重県では、難病になった方への支援対策は、国からの医療費助成の支援ぐらいしか見当たりません。他府県では、見舞金や税金、公共料金の割引などの対策が取られています。私も難病になって10年余りになり、働けるうちは良かったのですが、今は病状悪化のため働くことができません。障がい者には毎年の更新も必要なく、支援金や割引があります。難病患者にも医療費助成以外の支援をしてください。他府県の難病患者支援を参考に検討をお願いします。	医療保健部	健康推進課	このたびはご意見をいただきありがとうございます。本県では、国の補助金を活用して、言語機能を喪失または低下している神経難病患者の方に対し、意思伝達装置を無償で貸与する事業等を実施するとともに、国の指定難病でない難病についても指定難病に取り入れるよう国へ要望するなど、難病患者およびそのご家族の方の生活の質向上と負担軽減に向けた取組を進めています。引き続き、他の都道府県の状況も参考としながら、難病患者およびそのご家族の方への支援につながる取組を推進してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、障害者総合支援法の施行に伴い、難病患者の方についても障害福祉サービスを受けていただくことが可能となっており、令和元年7月からは国の指定難病を含め361疾病が対象となっておりますので申し添えます。	施策の参考とする
16	2021/7/9	電子メール	提案意見	飼い主がいない猫について	県はなぜ環境省も推奨する地域猫活動（飼い主がいない猫を地域住民が主体となって飼養管理し、今以上に増やさないことで、住みよい地域を作る活動）を行わず、TNR（捕獲器などで捕獲し、不妊・去勢手術を行い元の場所に戻すこと）で留めているのですか。TNRは自治会を通して保健所に申請した後、予定を組むという普及させることが難しい仕組みになっています。まずは個人でも保健所に申請できるようにすれば安価でTNRが受けられる仕組みとなり、普及につながると思います。	医療保健部	食品安全課	三重県では、「さくらねこTNR」（TNR先行型地域猫活動）に取り組んでいる公益財団法人どうぶつ基金と連携して、平成26年度から、猫の殺処分数の減少や地域における飼い主のいない猫に起因するさまざまな問題の解決に向けて取り組んできました。猫の繁殖制限を目的に行うTNRに対し、地域猫活動は継続した地域の環境問題の改善を目的としていることから、自治会やボランティアといった地域が主体となり、餌やりのルールやトイレの設置、清掃等の活動を管理していくこととなります。飼い主のいない猫が多く定着している地域からは、現在も苦情や相談が多く寄せられていることから、引き続きTNRを行う中で、地域や関係者の理解を得ながら、地域猫活動へのステップアップにつながる啓発や周知の方法を検討してまいります。一方で、TNRに係る個人の取組への支援は、地域への周知不足による飼い猫への誤った手術や、餌を与えている方がその行為を責められるなど、住民間のトラブルを招く懸念があるため行っていません。県としては、地域での合意が取れたうえで、TNRを行うことが重要であると考えており、その際には、不妊・去勢手術を無料で行ってまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。	すでに実施している
17	2021/6/21	電子メール	苦情	TNR活動について	昨年度に自治会員より野良猫の糞害や騒音の苦情があり、野良猫への餌やりをやめてくださいという内容の回覧を回しました。その後、TNR（捕獲器などで捕獲し、不妊・去勢手術を行い元の場所に戻すこと）活動のことで知り、3月に鈴鹿保健所に相談に伺ったところ、申請は一旦締め切ったため、4月以降に改めて申請するようにとのことでした。そこで、当自治会では、TNR活動について説明を行った後、申請するかを諮り、了承を得て4月1日に申請を行いました。ところが、6月に鈴鹿保健所に「餌やり禁止の一方でTNR活動の申請をしているのはおかしい」といった内容の意見があったことからTNR活動の支援はできないと鈴鹿保健所から一方的に言われました。またその際、継続には活動の周知を求められ、賛成派・反対派の人間を連れて来るようにと無理なこととも言われました。当自治会として自治会員の生活を守るためにも、活動の申請を継続したいと思っておりますが、今回の保健所の対応に非常に困っています。	医療保健部	鈴鹿保健所保健衛生室	このたびは、当所が行った「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術（TNR）事業」に関する説明について、行き違いによりご心配をおかけし申し訳ありませんでした。先日、自治会役員の皆様からTNR事業の趣旨や目的について改めて説明し、ご理解いただいたところです。TNR事業は、地域で飼い主のいない猫を排除するのではなく、飼い主のいない猫を捕獲し、不妊・去勢手術を施し元の地域に戻すことで、一代限りの命を見守りトラブルの軽減を図る事業です。この事業は、自治会員をはじめ地域にお住まいの皆様からご理解が得られたうえで、はじめてスタート（開始・着手）できる事業と考えております。今後とも地域における生活環境の保全への取組及び動物の愛護・管理の推進にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。	すでに実施している
18	2021/6/15	電子メール	提案意見	災害時の対応について	人工呼吸器等を装着している重度障がい児（者）の災害時の対応は、どのようになっていますか。また、人工呼吸器等のための非常用電源は、各市町に確保されていますか。ご家族に対象者がいるお宅にも非常用電源は準備されているとは思いますが、それでも足りない時のために確保されていれば、少しは安心して過ごせると思います。	子ども・福祉部	子ども・福祉総務課	貴重なご意見ありがとうございます。災害時には、市町が設置・運営する福祉避難所が重度障がい児（者）を含めた要配慮者の受け皿になりますが、現状、人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー等の非常用電源が確保できているところは少数にとどまっています。なお、人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー等については、個人での対応になりますが日常生活用具等の給付対象となっている市町もあることから、福祉避難所の具体的な設備等の状況や給付事業の対象品目については、お住まいの市町にご確認いただければと思います。	施策の参考とする
19	2021/6/3	電子メール	提案意見	子育て支援について	去年初めて子どもを出産しました。やっと授かった命でとても幸せですが、こんなにお金がかかるのかと痛感しています。できれば薬局などで使えるおむつやおしり拭きのクーポンを配布してほしいです。他県でクーポン配布を実施している市があり、本当に羨ましいです。ぜひ検討をお願いします。	子ども・福祉部	少子化対策課	県では現在、おむつやおしり拭きと交換できる無料クーポンの配布は実施していませんが、お住まいの鈴鹿市においては、子育て家庭を対象におむつやおしり拭き、ミルクなどの物資の支援を行っています。また、子育てのさまざまなお悩みにも対応していただけますので、鈴鹿市子ども家庭支援課（市役所西館2階）（電話059-382-9140）までご相談ください。なお、県では、子育て家庭の経済的負担の軽減や地域で子育てを支える気運の醸成を図るため、「子育て家庭応援クーポン」を発行し、県内の企業等と連携しながら、子育て家庭を応援しています。スーパーマーケットやドラッグストアなどの協賛店でクーポンを提示することで割引やサービスを受けることができますので、ぜひご利用ください。詳細は県のホームページでご案内しています。検索サイトで「三重県子育て家庭応援クーポン」と検索すると、該当ページが表示されますので、ご確認ください。	施策の参考とする
20	2021/6/11	電子メール	要望	施設の使用について	よく身体障害者総合福祉センターの体育館をお借りしますが、夏場はかなり暑く高温です。ギャラリーの窓を開けて良いと言われてはいますが、そのためには垂直になっているハシゴを登らなければなりません。ハシゴでの登り降りは大変危険です。夏場の冷房の使用をお願いしていますが、健康者は使用できないとのこと。暑いなかでの運動は危険を伴いますので、冷房の使用許可をお願いします。	子ども・福祉部	障がい福祉課	日頃より身体障害者総合福祉センターをご利用いただきありがとうございます。また体育館の使用につきまして、ご不便をおかけしていることをお詫び申し上げます。身体障害者総合福祉センターは、障がいのある方を対象に、各種相談やスポーツ・レクリエーションの場の提供等を行っており、施設内のグラウンドや体育館については、施設の設立趣旨にもとづき、障がいのある方に優先してご使用いただく形で、県民の皆様幅広く開放しているところです。ご意見のとおり、ハシゴでの登り降りには危険を伴うことから、施設職員が代わりに窓の開閉を行いますので、遠慮なくお申し出ください。障がいのない方の冷房の使用につきましては今後検討させていただきます。	施策の参考とする

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
21	2021/6/1	電子メール	提案意見	コロナ禍における県内施設について	三重県まん延防止等重点措置で生活の維持に必要な場合を除き、日中を含めた外出・移動を控えるよう県民に求めるのなら、三重県総合博物館等の県の施設は閉館するべきではないでしょうか。開けているということは、「どうぞ外出してください」と言っていることと同じで矛盾します。生活の維持に必要な外出には当てはまらないと思います。	環境生活部	文化振興課	ご意見ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、現在、三重県には「まん延防止等重点措置」が適用され、県としても感染を抑え込むべく取り組んでいるところです。一方で、現在の困難や不安を感じる厳しい状況においては、県民の皆さんが文化に触れることにより、皆さんの生きがいや心身両面の健康をもたらすことが期待されると考えています。このため、総合博物館等の県立文化施設では、消毒や換気、検温、マスク着用の徹底など「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針 ver.1.1」等に基づき、感染防止対策を実施したうえで開館しているところですので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、来館にあたっては、来館者の皆さんに、手指消毒の実施や「安心みえるLINE」の活用等、感染防止対策等へのご協力をお願いしていますので、あわせてご理解をお願いいたします。	施策の参考とする
22	2021/7/12	電子メール	照会	建設残土について	熱海市の土砂崩れと同じことが他県でも起こると思います。令和元年の紀北町の建設残土の不法投棄の記事を思い出しました。現在どのような対応になっているのでしょうか。	環境生活部	大気・水環境課	ご質問いただきありがとうございます。三重県では、港湾を經由して紀北町、尾鷲市地域に都市圏から搬入された大量の土砂等が無秩序に積み上げられている事案が見受けられるなど、埋立地の周辺において、崩落事故の発生や有害物質の混入等による生活環境への影響について、地域住民に不安が広がっていたことから、関係者の責務を明らかにし、必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、土砂等の崩落、飛散または流出による災害の未然防止および生活環境の保全に資することを目的とした「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を令和元年12月23日に公布し、令和2年4月1日に施行しました。また、県では、令和2年度から環境生活部に土砂対策チームを設け、環境生活部、農林水産部及び県土整備部の3部連携のもと、本庁と地域機関が一体となって、土砂条例に係る業務に対応しています。なお、既存事案については経過措置が設けられていることから、関係3部が市町とも連携し、所管する法令等に基づき対応を行っていくことで、地域住民の不安を払拭できるよう取り組んでいます。令和2年度には土砂条例に基づき27件の新規許可申請があり、許可基準への適合性について厳格に審査しました。また、土砂等の埋立て等を行っている事業者に対し、延べ203件の立入検査を実施しました。今後も、不適正な土砂等の埋立て等が行われないう、許可申請の厳格な審査と監視・指導を行ってまいります。	すでに実施している
23	2021/5/24	電子メール	提案意見	防犯パトロールについて	歩いて街を散歩しながら防犯パトロールをする、例えば「みえとこわかお散歩パトロール」といったようなパトロール隊をつかってほしいです。	環境生活部	くらし・交通安全課	このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。県では「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」という計画を策定し、県民の皆様や事業所、市町、警察などの様々な主体と協力して、犯罪や交通事故による被害のない安全で安心な暮らしが実現できるよう取り組んでいます。ご提案をいただきました「みえとこわかお散歩パトロール」ですが、防犯ボランティアが気軽に行える「ながら防犯活動」として、上記アクションプログラムの中でも紹介し、県としても取組を推進しているところであり、既に県内各地で活動が行われています。お近くにもこうした活動を行っている防犯ボランティア団体があるかもしれませんので、ぜひ探してみたいかでしょうか。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきますとともに、県内市町へも情報共有を行ってまいります。今後とも県の防犯行政にご理解とご協力のほど、よろしく申し上げます。	すでに実施している
24	2021/5/17	電子メール	提案意見	伊勢鉄道について	伊勢鉄道の特急南紀や快速みえの最高速度を時速120キロへ引き上げるとともに、交通系ICカードを利用できるようにしてほしいです。伊勢鉄道で利用できないと不便ですし、JRも亀山以南を利用可能にできないと思います。また、伊勢鉄道が複線化された効果が半減しないように、JRに名古屋から南四日市までの早期複線化を要請してほしいです。	地域連携部	交通政策課	日頃は、県の交通行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。公共交通機関における利便性向上等につきましては、様々な要因、状況等を総合的に勘案しながら、各事業者において取り組まれているところですので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。今後、沿線自治体として、伊勢鉄道及びJR東海との意見交換等の場において、いただいたご意見を参考に必要な意見は申し述べていきたいと考えています。	施策の参考とする
25	2021/5/28	電子メール	照会	公務員のワクチン接種における休暇について	新型コロナワクチンの接種が進んでいると思いますが、職場によっては特別休暇を用意しているところもあると聞きます。県内の市町において、職員の休暇の扱いはどうなっていますか。県は、各市町に対してどのような指導を考えているのか聞かせてください。	地域連携部	市町行財政課	新型コロナワクチン接種に関する休暇の取扱いについては、国より令和3年5月27日付けで国家公務員に関する取扱いが示され、地方公務員についても国の取扱いを踏まえた対応が求められているところです。国の取扱いとしては、医療従事者等については職務として、それ以外の職員については新型コロナワクチン接種及び接種による副反応に係る療養について、公務の運営に支障のない範囲内での職務専念義務免除とする臨時措置が示されています。県としては、市町に対して国の通知等を周知するとともに、適切な運用がなされるよう支援することとしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
26	2021/7/16	電子メール	提案意見	市町村合併について	平成15年の員弁郡5町のいなべ市への行政組織改編（合併）時に、東員町は住民への十分な説明もないまま合併を拒絶したという印象があります。私たちはその後、財政的に脆弱な桑名市との統合の計画が出てきた時に反対し、現在の一郡一町の一見歪んだ行政単位の状況となりました。現在の東員町は大手企業の立地がなく雇用の場が少ないうえ、住宅団地住民の高齢化から町税収入は頭打ちとなる一方で、町債は漸増しています。地方行政であっても財政の均衡、健全化は大きな課題です。また、町財政の緊縮なしには人口の受入スペースもあるとは言えません。加えて職住近接の企業立地も期待できない以上、平成15年の町村合併に戻っていなべ市へ編入するのが良かったのではないかと思います。現状のままでは将来の不安はあっても、住民からみた町の魅力といった点からは自慢できるものは何もないと言えます。その点、いなべ市は大手企業が立地しているほか、これらの企業の生産活動を支える高速道路の整備が急速に進んでいます。地域行政としては単独で存続可能なバランスのとれた市（まち）と言えます。医療サービスの点においては、東員町では緊急時にはいなべ市へ患者搬送されており、住民の高齢化が進む中で、いなべ市と住民のつながりは進みますが、医療面のサポート機能は乏しいという状況です。	地域連携部	市町行財政課	ご意見をいただきましてありがとうございます。ご指摘のありました雇用の場の確保や医療サービスの提供、財政の健全化など市町が抱えるさまざまな行政課題については、住民の意見を丁寧にくみ取りながら、市町議会との議論や地域の関係団体との連携を深め、課題の解決に向け努力されるものと考えています。また、市町単独では課題が解決できない場合には、複数市町での広域連携の取組や市町村合併も選択肢の一つと考えられます。いずれにしても、住民に身近なサービスの提供は、地域の責任ある選択により決定されるべきものであり、県としては、市町の自主性を尊重しつつ、市町が地域の実情に応じたまちづくりに取り組めるよう、必要な助言や情報提供による支援を行ってまいります。	施策の参考とする

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
27	2021/6/2	電子メール	提案意見	国体について	三重国体の開催について、県事務局や開催市町の職員と選手役員の移動、宿泊施設や開催市町内の飲食店での酒類の販売等、具体的な対策をどのようにするのか気になります。また、今後のワクチン接種の促進、選手役員のPCR検査の実施等など、国体開催期間中、最悪の状況を想定して計画しなければ、大変なことになるのは、容易に予想できます。全国からの選手役員を心よくお迎えできるように、万全な対策をお願いします。	地域連携部	総務企画課	日頃は、県政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。また、このたびは、三重とこわか国体・大会に関し、貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の猛威は、依然として衰えることがなく、予断を許さない状況が続いています。こうした状況の中、三重とこわか国体・大会の開催に向けては、これまでも感染防止対策に取り組んできたところですが、ご指摘のとおり、より一層厳しい状況も想定した対策に、取り組む必要があると考えています。国体開催時における関係者の移動や、宿泊施設、飲食店での対応については、関係する各業種で定める感染拡大防止ガイドラインや、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」、さらにその時点の状況に応じた国や県等の方針に沿って対応し、必要な感染防止対策を徹底してまいります。また、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会においては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策基本方針」を作成し、「県民の皆さんや県外から訪れる皆さんなどをお願いしたいこと」や「開催可否検討のための基本的な考え方」を示すとともに、開・閉会式及び競技会における各種「感染防止対策ガイドライン」では、大会運営における感染防止対策等について定めてきました。選手・監督等については、原則、大会参加日（県外から来県する参加者は来県日）前72時間以内のPCR検査の実施を参加条件とする方向で検討を進めており、今後は、検査後の一定の行動制限を求める規定も盛り込んでいくこととしています。さらに、競技会における感染防止対策ガイドラインを改正し、参加者の動線分離やゾーン分けの徹底等にも取り組むこととしました。今後も、関係者が安心して参加していただけるよう、また、県民の皆さまに全国から来県する選手を安心して迎え入れていただけるよう、安全・安心な大会運営に向けた準備を行ってまいります。また、一人でも多くの方々に両大会の開催に向けたご理解をいただけるよう、節目節目における準備状況を丁寧に説明するなど、不安の軽減や疑問の解消に努めてまいりますので、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。	すでに実施している
28	2021/6/28	電子メール	提案意見	国体とワクチン接種について	今のところ、三重とこわか国体は開催するようですが、ボランティアやスタッフへの新型コロナウイルスのワクチン接種はどのような状況でしょうか。もし進んでいないのであれば、県民や参加者への影響を考え、無観客での開催も検討すべきだと思います。	地域連携部	総務企画課	このたびは貴重なご意見ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症について、三重県では皆さんの協力により春以降の感染拡大も収束に向かい、6月20日にまん延防止等重点措置の適用が解除される状況となりました。しかし、7月に入り東京都では4度目の緊急事態宣言が発令されるなど、全国的にはまだまだ予断を許さない状況であり、県としても気を緩めることなく感染拡大の防止に努めてまいります。さて、三重とこわか国体では、参加いただく皆さんに2週間の健康チェックをお願いし、感染が疑われる症状等がある場合は参加を見合わせていただくこととしています。また、選手や監督、コーチなどに対しては事前にPCR検査で陰性を確認したうえで参加を義務付けております。ワクチン接種については、参加条件としていませんが、健康チェックの徹底や選手のPCR検査義務化といった対応を厳格に行うことで、県民の皆さんに安心して参加いただけるよう努めてまいります。観客については、県のイベント開催基準に従うことを原則とし、国の基準よりも厳しい収容率の50%かつ5000人を上限としています。また、今後、感染状況が悪化した場合などは、無観客とすることについても検討する必要があると考えており、どのような状況になれば、無観客対応とする必要があるのか、その基準を定め、両大会の新型コロナウイルス感染防止対策基本方針に規定させていただいたところです。引き続き、感染防止対策を徹底し、全ての皆さんが安心して参加いただけるよう準備を進めますので、何卒ご協力をお願いいたします。	すでに実施している
29	2021/5/10	電子メール	提案意見	国体競技別リハーサル大会について	三重とこわか国体のプレ大会で第42回東海地域クラブ男子・女子ソフトボール大会兼第42回全日本クラブ男子・女子ソフトボール選手権大会東海地域予選会は開催されるのですか。愛知県は緊急事態宣言、三重県・岐阜県はまん延防止等重点措置が出されている中、県外からたくさんの方が来るのはおかしいと思います。国体を開催すれば県外からたくさんの方が来るので怖いです。この時期に県外からたくさんの方が来る大会を開催するのは少しおかしいのではないのでしょうか。	地域連携部	競技・式典課	このたびは貴重なご意見ありがとうございます。ご質問の件、志摩市で5月15日～16日に開催が予定されておりましたソフトボール競技のリハーサル大会については、5月11日付で延期することが志摩市から発表されたところです。本県でも、急激に新型コロナウイルス感染症の感染者が増加し、大変厳しい状況となっており、県民の皆さまの“命と健康”を最優先に考え、“三重県まん延防止等重点措置”を取りまとめたところです。こうした状況の中、三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「両大会」という）の開催に不安を抱かれることも、ごもっともであると思います。また県としても、両大会を取り巻く厳しい状況を十分認識し、県民の皆さまの理解や共感を得ながら準備を進められるよう、「三重とこわか国体競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」などを策定し、安全・安心に両大会を開催できるよう、市町・競技団体の皆さまと協力し取り組んでまいりますので、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。	すでに実施している
30	2021/6/18	電子メール	要望	三重とこわか大会について	三重とこわか大会に出場する障がいのある選手たちは重度の方も多のですが、大会は本当に開催されるのでしょうか。大会に出場する選手団は事前にPCR検査を受けないと聞かれています。絶対条件とするならば、主催者の三重県、国から各地方自治体に協力要請して、出場する選手団がPCR検査を受けられるようにしていただけないのでしょうか。また、オリンピック・パラリンピックの選手団は優先的にワクチン接種ができるようですが、大会に出場する選手団もワクチン接種ができるようにしていただけないのでしょうか。安全安心な大会になることを望んでいます。	地域連携部	運営調整課	このたびは貴重なご意見ありがとうございます。依然として、新型コロナウイルスの収束の見通しは立たない状況ですが、三重とこわか大会については、感染防止対策を実施したうえで、皆さんが安全・安心に参加いただけるよう、現在開催に向けた準備を進めています。出場される選手の方の事前のPCR検査につきましては、受検を参加条件とする方向でスポーツ庁及び日本障がい者スポーツ協会との主催者3者で検討しているところであり、実施することとなった際は、各都道府県や指定都市にも協力を依頼してまいります。一方で、ワクチン接種につきましては、三重とこわか大会に参加することをもって、全国の選手を優先接種の対象とすることは困難と考えていますので、ご理解をお願いします。今後も、関係者が安心して参加していただけるよう、また、一人でも多くの方々に両大会の開催に向けたご理解をいただけるよう、準備を進めてまいりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。	すでに実施している
31(A)	2021/5/26	封書・葉書	苦情	職員の服装について	仕事で松阪庁舎へ行きますが、職員の服装がだらしく、ジーンズをはいていたり、サンダルを引きずって歩いたり、かなり問題があると思います。社会人として職場にふさわしい服装がわからないのでしょうか。見ていてとても嫌な気分になります。	地域連携部	地域松阪調整防災総務所	職員の服装により不快感を与えたことにつきましてお詫び申し上げます。職員の服装や身だしなみについては、日頃より県民の皆様にご不快を与えることのないよう、また信頼を損なうことのない節度あるものを心がけるように注意喚起してきたところです。ご指摘いただきましたことを契機に、改めて職場における服装としてふさわしく節度ある服装や身だしなみに心がけるよう全職員に周知徹底を図りました。	すでに実施している

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
32 (33)	2021/6/7	電子メール	提案意見	太陽光発電について	宮川下流に在住の県民です。宮川上流の度会町へ行くと太陽光発電施設と思われるものがあり、すごい勢いで森林破壊が進んでいて山崩れ等が心配です。河川に影響の出そうな山の開発規制はされないのでしょうか。	農林水産部	森林・林業経営課	日頃は、三重県行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。森林において、開発行為や樹木の伐採を実施する場合、森林法に基づいた許可または届出が必要となります。1haを超える範囲で、森林の開発行為を実施する場合、事前に三重県知事の許可を受ける必要があります。許可にあたっては、災害や水害の発生の防止、水源涵養機能の確保、環境の保全等に関する措置について審査されます。また、1ha以下の範囲においても、樹木の伐採を実施する場合、該当箇所管内の市町長へ伐採届を提出することになっています。(森林・林業経営課と治山林道課は同じ回答です)	すでに実施している
33 (32)	2021/6/7	電子メール	提案意見	太陽光発電について	宮川下流に在住の県民です。宮川上流の度会町へ行くと太陽光発電施設と思われるものがあり、すごい勢いで森林破壊が進んでいて山崩れ等が心配です。河川に影響の出そうな山の開発規制はされないのでしょうか。	農林水産部	治山林道課	日頃は、三重県行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。森林において、開発行為や樹木の伐採を実施する場合、森林法に基づいた許可または届出が必要となります。1haを超える範囲で、森林の開発行為を実施する場合、事前に三重県知事の許可を受ける必要があります。許可にあたっては、災害や水害の発生の防止、水源涵養機能の確保、環境の保全等に関する措置について審査されます。また、1ha以下の範囲においても、樹木の伐採を実施する場合、該当箇所管内の市町長へ伐採届を提出することになっています。(森林・林業経営課と治山林道課は同じ回答です)	すでに実施している
34	2021/6/9	電子メール	要望	養殖業への補助について	緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響で養殖魚の出荷が止まり、餌代が膨らむ一方です。2年連続は耐えられません。他県では養殖業への補助があるので、県でも検討してください。	農林水産部	水産振興課	ご意見をいただき、ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症拡大により、さまざまな困難や変化に直面されていることに加え、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響により、県内魚類養殖業の皆さまが大変厳しい状況にあることは承知しております。本県では、養殖マダイの滞留対策を通じて養殖業者の皆さまを支援しており、今年度も、昨年度に引き続き、県内の量販店等と連携しながら、販売促進キャンペーンを実施し、滞留解消につなげていくこととしています。なお、養殖の餌代等に活用できる資金制度としましては、日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金がございます。この資金は、既に県内養殖業者の方も活用されておりますので、必要に応じてご検討いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
35 (A)	2021/5/21	電子メール	提案意見	職員の県外出張について	令和2年11月に雇用経済部長が新型コロナウイルスに感染した際の東京出張は、不要不急の業務にはあたらなかったのでしょうか。出張の目的と効果について説明してください。	雇用経済部	ものづくり産業振興課	ご意見いただきありがとうございます。このたびは、本県職員が新型コロナウイルス感染症に感染したことにつきまして、県民の皆さまにはご心配をおかけしました事、大変心苦しく、また重く受け止めております。新型コロナウイルス感染症の影響により、県内企業においては大きな影響を受けています。コロナ禍からの回復に向けた取組を進める中で、今回の出張につきましては、「1 新型コロナウイルス感染症等の影響により、極めて厳しい状況にある県内航空機産業がこの難局を乗り越えていくため、国に対して県内企業から直接聴き取った支援を求める声を直に伝えるとともに、今後、国としっかりと連携して、企業への支援を行っていくにあたり、航空機産業の現状を肌で感じるなど対面による協議が必要であったこと」、「2 また、コロナ禍等により、デジタル技術の必要性はさらに増しており、県内企業が早急にデジタル技術を活用した企業変革に取り組んでいただくために、対面でしかなかなかお聴きできない、また議論が深い幅広い中小企業等が抱える課題やそれを解決するための方策等を専門家の方に直接お聴きする必要があったこと」、「3 専門家からお聴きした内容を近日開催予定の有識者会議での議論に反映させる必要があったこと」、「4 非対面・非接触ビジネスが求められる中、工場のデジタル化を進めていくにあたり、リアルとバーチャルが融合したスマート工場を実際に体感できる先進的な施設を見学し、今後の支援に活かす必要があったこと」、「5 また、その施設を直に見学しながら、本県でのスマート工場の実現に向けた課題等を専門家と議論する必要があったこと」等から実施したものです。今後も、強い緊張感を持って新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組み、県民の皆さまの命と健康を守るとともに、事業の継続と雇用の維持を図り、県民の皆さまの暮らしを守っていくため、引き続き取組を進めてまいりますので、本県の産業振興政策へのご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
36	2021/6/17	電子メール	要望	新型コロナウイルスの影響による支援金について	昨年観光関連施設を開業しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、深刻な経営状況が続いています。大抵の支援金等は前年度比がないと要件を満たさないため、申請できません。ほかにも同じ悩みを抱えている事業者があると思うので、コロナ禍において開業した事業者向けにも支援金等を検討していただけると嬉しいです。	雇用経済部	観光政策課	コロナ禍にオープンされた観光事業者におかれましても大変厳しい状況にあると認識しておりますが、今回の「三重県観光事業者支援金」は、令和3年4月～6月のいずれかの売上月額が前年または前々年同月比で、30%以上減少していることを条件としているため、令和2年7月以降に開業した施設については売上の比較ができないため、対象外となります。なお、県では、旅行者の減少が続き、深刻な影響を受けている県内宿泊事業者を支援するため、サーモグラフィ等の機器類やマスク等の消耗品など、感染防止対策に資する物品の購入等に係る経費や、ワーケーションスペースを用意するための改修費用等、前向きな投資に要する経費に対する補助事業を実施予定です。本補助金は、令和2年5月14日以降の発注・支出を対象としておりますので、今後の設備の充実だけではなく、過去の支出の補填も可能となります。先日、「県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金」について、概要を県ホームページに公開しました。 <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/KANKO/HP/m0145700084.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/KANKO/HP/m0145700084.htm</a> 一度ご検討ください。県としましては、このような補助事業等を行うことにより、認証制度の取組と併せて、打撃を受けている観光地の再生と発展を図ってまいります。	すでに実施している
37 (40)	2021/5/21	電子メール	提案意見	各登録業の免許更新について	県で宅地建物取引業の免許を受けているもので、市民税や県税を滞納している場合が見られます。更新の際には国税の納税証明書をつけるようですが、県税なども求めるべきではないですか。県の収入証紙を購入させ、手数料を取っているなら、地方税の納付状況を確認する必要があると思います。そもそも滞納していて、免許更新できるのは納付できません。宅地建物取引業だけでなく、建築士や建設業に係る免許更新についても同様ははずです。	県土整備部	建設業課	建設業許可の更新に係る提出書類等については、建設業法第5条、第6条及び同法施行規則第4条に規定されており、国土交通大臣許可の場合は法人税等の、知事許可の場合は、事業税の納税証明書の提出が規定されています。納税証明書において未納額があることは、建設業法第8条で定める建設業許可の欠格要件に含まれていないため、そのことをもって更新がなされないわけではありません。なお、県税の滞納については、税務担当部署において適切に対応しています。	反映は困難である
38	2021/5/31	電子メール	照会	鈴鹿亀山道路について	先日公表されました鈴鹿亀山道路は、いつ頃完成予定でしょうか。数年では難しいと思うのですが、10年後、20年後、30年後など現時点での計画をお伺いできればと思いました。鈴鹿亀山道路ができますと近畿地方への移動が大変便利になり、とても魅力を感じております。	県土整備部	道路企画課	鈴鹿亀山道路の完成予定時期は、現時点においては未定となっております。進捗状況としては、令和3年2月に都市計画決定を行い、県において、整備手法の検討を進めているところです。なお、この道路については、本年4月に国土交通省より発表された「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム(中部ブロック)」において、ミッシングリンク(道路ネットワークが欠落した未整備区間)の一つとして明示されたところであり、引き続き、ミッシングリンクを早期に解消し、安全・安心な地域が実現できるよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	施策の参考とする

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
39	2021/6/8	電子メール	照会	近畿自動車道紀勢線の開通時期について	近畿自動車道紀勢線の尾鷲南IC～紀宝ICが全線開通する時期（未定の場合は、今現在わかっている区間）と、開通した場合の所要時間を教えていただけますか。	県土整備部	道路企画課	近畿自動車道紀勢線の整備状況についてお問い合わせいただきありがとうございます。お問い合わせいただいた「近畿自動車道紀勢線の尾鷲南IC～紀宝ICが全線開通する時期」につきましては、尾鷲南ICから熊野大泊ICまでは現在国道42号自動車専用道路として開通済みです。熊野大泊ICから熊野ICまでは熊野道路として、熊野ICから紀宝ICまでは紀宝熊野道路としていずれも国土交通省が国道42号の自動車専用道路として事業を進めているところであり、現時点で開通時期は未定と聞いております。また、全線開通した場合の尾鷲南ICから紀宝ICまでの所要時間については、約35分と試算していると聞いております。詳しくお知りになりたい場合は、事業主体であります、下記の国土交通省 紀勢国道事務所 計画課までお問い合わせ願います。国土交通省 中部地方整備局 紀勢国道事務所 計画課 〒515-0005 三重県松阪市鎌田町144-6 TEL(0598)52-5365 FAX(0598)51-2085 問い合わせメール:cbr-k-kouhou@mlit.go.jp	施策の参考とする
40 (37)	2021/5/21	電子メール	提案意見	各登録業の免許更新について	県で宅地建物取引業の免許を受けているもので、市民税や県税を滞納している場合が見られます。更新の際には国税の納税証明書をつけるようですが、県税なども求めるべきではないですか。県の収入証紙を購入させ、手数料を取っているなら、地方税の納付状況を確認する必要があると思います。そもそも滞納していて、免許更新できるのは納付できません。宅地建物取引業だけでなく、建築士や建設業に係る免許更新についても同様のはずです。	県土整備部	建築開発課	宅地建物取引業の免許更新申請については、宅地建物取引業法第4条及び同法施行規則第1条の2により提出書類が規定されており、提出書類が整っていれば免許を受けることができます。このため、法令に基づかない他の書類を添付する義務がありませんので県税等の納税証明書は求めていません。また、建築士法の建築士事務所登録申請についても、同様に添付義務がありません。なお、県税の滞納については、税務担当部署において適切に対応しています。	反映は困難である
41	2021/7/5	電子メール	要望	河川の整備について	昨年、桑名市内を流れる落合川上流部の浚渫（堆積土砂掘削）をしていただきましたが、下流部が未実施となっています。上流部で浚渫したのに、下流部に未実施部分があるため水や土砂の流れに支障があります。浚渫の効果は、全ての施工が前提のはずです。早急に未実施部分を浚渫してください。	県土整備部	桑名建設事務所保全室	三重県では、堆積土砂により低下している河川の流下能力を確保するため、関係市町と協議のうえ堆積土砂の撤去を進めています。落合川につきましても、令和元年度から流下能力を確保するため、堆積土砂の撤去を段階的に進めています。ご意見をいただきました下流部の未実施箇所は、昨年度、災害復旧工事（護岸工事）を先行して実施しており、これが完了したことから当該箇所の堆積土砂の撤去は今年度実施する予定です。	今年度内に反映したい
42	2021/6/1	電子メール	提案意見	道路管理について	県道津関線の津市内の歩道で樹木の枝が張り出して歩きにくい場所があり、傘をさすと枝に抵触します。所有者に伐採させるか、道路管理者が代わって伐採してください。	県土整備部	津建設事務所総務・管理室	ご意見ありがとうございます。ご指摘いただきました、県道津関線（津市内）の歩道への樹木の張り出しについては、現地確認を行ったところ、通行の支障となる状況でしたので、所有者に伐採を依頼し、伐採していただきました。今後も、適正な道路管理に努めてまいりますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。	すでに実施している
43	2021/7/1	電子メール	要望	港の管理について	津市内の港で廃船の解体処理をしているところを見ました。廃船をスロープから重機で引きずりあげたり、アスファルトの上で解体したりしていました。そのため、港はスロープやアスファルトが削れ、廃船からのオイル、燃料等で汚れていました。許可して港を業者に使用させていながら管理や指示をしていなかった結果、汚損しています。税金は使わずに早急に原状復帰してください。	県土整備部	津建設事務所総務・管理室	ご意見ありがとうございます。ご指摘いただいた情報をもとに現地確認を行い、廃船解体現場及びスロープにアスファルトの削れと廃船のオイル汚れを確認しました。津市内の港施設運営者に解体業者へアスファルトが平滑になるよう修復及び、汚れた部分の洗浄を業者負担にて行うよう指導することを指示しました。解体業者より港施設運営者の指導について具体的な復旧内容を示したうえで原状復帰に努めるとの回答がありましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
44	2021/6/30	電子メール	提案意見	通学路について	先日、千葉県八街市での痛ましいトラックの交通事故を受け、内閣総理大臣が通学路の点検を指示しました。国道311号の熊野市金山町から有馬町にかけて急な下り坂になっているところがありますが、ここは中学生の通学路になっており、自転車をこがなくても速度が出ます。車の通行も多く、轍ができていますので、ひとたび転倒すれば大惨事になることが予想されます。早急に歩道を作ってほしいです。	県土整備部	熊野建設事務所事業推進室	貴重なご意見をいただきありがとうございます。通学路における交通安全対策については、各地域で教育関係者、警察、道路管理者等による「通学路安全推進会議」を設置し、「通学路交通安全プログラム」を策定しています。この中で通学路における危険箇所の合同点検を行い、対策を必要とする箇所について、各管理者がソフト・ハード対策を進めているところです。熊野市金山町金山トンネル西交差点（パラダイス信号）から有馬町平交差点（コメリ手前の信号）については、有馬中学校の通学路になっており、過去に路肩の拡幅を行っているところですが、千葉県での事故を受けての緊急措置として、まずは夏休みまでに「通学路注意」看板を設置し、運転者への注意喚起を行うこととしています。今後の更なる対策については、「通学路安全推進会議」において検討を行うこととなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
45 (A)	2021/7/5	電子メール	苦情	職員の勤務について	デジタル社会推進局の職員が勤務時間中にスマホを見ていました。そんなに仕事が暇なのでしょうか。	デジタル社会推進局	デジタル社会推進局	このたびは、勤務時間中の職員の行動により、不快な思いをおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。当該職員に状況を確認したところ、職務に必要な連絡及び情報の確認をしていたとのことではありましたが、県民の皆様の誤解を招くことのないよう、改めて注意いたしました。かねてより、勤務時間中の職員の行動やマナーについては、県民の皆様に誤解や不快感を与えることのないよう、課内会議やミーティングの場を通じて注意を促しているところです。今回のご意見をふまえ、今後も様々な機会を捉えて職員のモラルの向上に努めてまいります。	すでに実施している
46	2021/6/3	電子メール	苦情	県議会議員について	県議会議員が車内放送で新型コロナウイルス蔓延防止のため、会話を控えるようアナウンスがあるにも関わらず、降車まで終止会話していました。市民、商業関係者はコロナ苦悩の中、頑張っていることを忘れないでいただきたいことと、このようなことを知らない県議会議員の懲戒を求めます。	議会事務局	議会事務局	このたびは県議会にご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は、全議員に周知いたします。	施策の参考とする
47	2021/7/8	電話	苦情	6月定例会議会議録の訂正について	今回行われた6月定例会議の本会議会議録の訂正について抗議します。趣旨まで及ばない範囲の会議録訂正であれば問題はありませんが、今回の訂正は趣旨に及ぶ内容です。次回の定例会議で発言者本人から訂正の発言をさせるべきものであり、本人及び会派の代表者からの謝罪があったからといって議事録を訂正することは議会制民主主義を冒瀆する行為であるため抗議します。正副議長、議会運営委員会の正副委員長、代表者会議の構成員に意見を届けてください。	議会事務局	議会事務局	このたびは県議会にご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。ご指摘いただきました件については、三重県議会会議規則第47条に基づき、議員から発言訂正の申し出があり、議長の許可を得て訂正しました。いただきましたご意見は、正副議長をはじめ、全議員に周知いたします。	施策の参考とする
48	2021/5/24	電子メール	提案意見	校則について	学校で髪型や服装の指導が厳格すぎます。ルールを遵守させることは社会に出て行くうえで大切ですが、多様性を認める必要もあります。日常から指導しておけば就職、進学試験の時に特別な指導は必要ありませんが、指導を厳格にしないことで、児童、生徒が自分でその場に適した髪型や服装について考える力を養えると思います。	教育委員会事務局	生徒指導課	校則は、学校が教育目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲内で、児童生徒が守るべき学習上、生活上の規則として定められるものです。校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の実情、社会の常識、時代の進展などをふまえたものになっているか、絶えず点検し時勢に合わない校則等がある場合には、積極的に見直しを行う必要があります。県立学校には県教育委員会から、公立小中学校へは市町教育委員会から各学校に、それぞれの学校で定めている校則が誰に対しても説明責任を果たせる適切な内容であるのかどうか、改めて確認し、時勢に合わない校則等がある場合には、児童生徒や保護者の声を聞きながら、引き続き校則の見直しを行うよう指導助言してまいります。	すでに実施している
49	2021/5/31	電子メール	提案意見	三ない運動について	三重県に根強く残っている三ない運動（バイクに乗らない、免許を取らない、バイクを買わない）ですが、個人の自由に反すると思います。高校生がバイクに乗るのは危険ですが、バイクに乗ることが夢の人もいます。三ない運動撤廃について検討をお願いします。	教育委員会事務局	生徒指導課	本県の県立学校における交通安全指導は、三重県教育委員会が定める高等学校交通安全指導要項（令和2年7月9日改定）に基づいて行われており、三ない運動に基づく指導は行っていません。運転免許取得に係る規定も、同要項に基づいて各校で定められています。同要項では、二輪車運転免許取得について「二輪車免許の取得について申し出があった場合、校長は、保護者（父母等）の意向を確認したうえで、通学のための交通機関の状況など当該生徒の運転免許取得の必要性の有無について十分検討し、同意を与えるか否かについて判断すること。」としており、必要性に基づいて判断することとしています。このことから、学校になぜ二輪車運転免許の取得が必要なのかを伝え、話し合っていたことが大切ではないかと考えます。	すでに実施している